

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	29 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から同年10月まで

私は、国民年金に加入した昭和39年4月から保険料を定期的に納付していたのに、申立期間が未加入期間であるとされ、一旦納付していた保険料は還付手続きがとられているとのことだが、そのような記憶も無く、納付できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳の記録では、申立人は昭和39年4月1日に強制被保険者として初めて加入しているが、その後、44年4月2日に資格喪失、同年11月1日に再度、強制被保険者として資格取得と記録されている。

また、昭和44年4月2日の資格喪失から同年11月1日に再度資格取得とされている申立期間の保険料については、国民年金被保険者台帳により現年度納付されていることが確認できるが、月別の納付状況を示す欄に「還付44.4～44.10まで2100円」と記載され、納付記録欄にも44年度の保険料が完納されたことを示す「12」の記載がありながら、二重線で取り消され「5」に修正されていることから、当該資格喪失、取得の処理及び保険料の還付手続きの記載が45年度以降になされたものと推測される。

しかし、申立人には婚姻歴も無く、被用者年金各法の被保険者となった事実も確認できず、強制加入被保険者である申立人が被保険者資格を喪失する理由は見当たらず、不自然な記録となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成17年9月及び同年10月、18年1月、同年3月から同年7月まで、同年9月及び同年10月、同年12月、19年2月及び同年3月は20万円、同年4月から同年6月までは22万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②のうち平成19年9月に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19万円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額20万円に見合う報酬月額を支給されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該月の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間③、④、⑤及び⑥の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は34万6,000円、18年6月23日は35万4,000円、同年12月25日は38万円、19年6月25日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年11月1日から19年9月1日まで
② 平成19年9月1日から19年11月1日まで

- ③ 平成 17 年 12 月 25 日
- ④ 平成 18 年 6 月 23 日
- ⑤ 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑥ 平成 19 年 6 月 25 日

A社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①及び②の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間③から⑥までの賞与については、標準賞与額の記録が無い。給与明細書及び賞与明細書を所持しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①の標準報酬月額について、申立ての事業所から提出された賃金台帳及び申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成 17 年 9 月及び同年 10 月、18 年 1 月、同年 3 月から同年 7 月まで、同年 9 月及び同年 10 月、同年 12 月、19 年 2 月及び同年 3 月は 20 万円、同年 4 月から同年 6 月までは 22 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務手続を怠ったことを認めており、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、賃金台帳及び給与明細書により、申立期間①のうち、平成 16 年 11 月から 17 年 8 月までについては、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額 16 万円に基づく保険料が給与から控除されていることが確認でき、同年 11 月及び同年 12 月、18 年 2 月、同年 8 月、同年 11 月、19 年 1 月、同年 7 月及び同年 8 月については、給与支給額に見合う標準報酬月額が、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

3 申立人の申立期間②における標準報酬月額は、当初、19万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年12月に19万円から22万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額22万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額19万円となっている。

しかしながら、賃金台帳及び給与明細書により、申立人は、申立期間②のうち、平成19年9月については、社会保険事務所で記録されている訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除され、社会保険事務所で記録されている訂正前の標準報酬月額を超える額の給与が支払われていたことが確認できる。

したがって、平成19年9月に係る申立人の標準報酬月額は、給与支給額に見合う標準報酬月額から、20万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成19年9月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に提出しており、また、保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、賃金台帳及び給与明細書により、申立期間①のうち、平成19年10月については、給与支給額に見合う標準報酬月額が、社会保険事務所で記録されている訂正前の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

4 申立人の申立期間③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月に当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳及び申立人が所持する賞与明細書により、申立人は、申立期間③から⑥に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成17年12月

25日は34万6,000円、18年6月23日は35万4,000円、同年12月25日は38万円、19年6月25日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立期間③から⑥までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日は昭和46年3月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和46年3月21日から同年4月21日まで

私は、昭和38年にA社に入社し、51年に退職するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、同社D工場から同社C支店に転勤した際の1か月の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E基金から提出された加入者台帳、B社から提出された人事記録、健康保険組合及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立ての事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、E基金の加入者台帳では、申立人の記録は「昭和46年3月21日転出、同日転入」とされており、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、E基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格取得届及び同資格喪失届は複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所（当時）にも提出していた。」との回答があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年3月21日に申立人のA社C支店における資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のE基金加入者台帳の昭和46年3月の標準報酬月額から、5万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 11 日から 40 年 7 月 10 日まで

私は、年金を受給するために、社会保険事務所（当時）で相談した際に、脱退手当金を受給していると言われたが、受給した覚えは無い。

当時、勤務していた会社は、私が退職後に社名変更をしているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、オンライン記録によると、昭和 41 年 2 月 10 日付けで支給決定されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する申立人に係る脱退手当金支給報告書によると、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者期間に加え、直前の勤務先における厚生年金保険被保険者期間を含めた期間を計算の基礎として脱退手当金が昭和 41 年 2 月 1 日付けで支給決定されたことが確認できるが、オンライン記録によると、当該直前の被保険者期間については当該脱退手当金の計算の基礎とされておらず、支給報告書と一致しない上、当該支給報告書の支給額についても法定支給額と 1,777 円相違しているなど、脱退手当金の支給に係る事務処理上、不自然な記録管理となっている。

また、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できた申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失した女性のうち、申立事業所を最終事業所とする受給要件を満たした者は、申立人を含め 6 人であるが、そのうち脱退手当金を受給している者は、申立人 1 人であることから事業主による代理請求は考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、申立期間のうち、平成7年10月から8年3月までの期間及び8年5月から同年9月までの期間について32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成5年8月1日から6年10月1日まで
② 平成7年10月1日から8年10月1日まで

私は、平成5年8月にA社へ入社した際、社長から給料は30万円出すと言われた。ねんきん定期便では5年8月から6年9月までの標準報酬月額が20万円となっているのは納得いかない。また、7年10月から8年9月分についてもねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料と自分が所持している給与明細書の同保険料が相違しているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、給与明細書等の報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録を上回る月のみ当該額を認定し、記録訂正を行うこととなる。

したがって、申立期間②のうち、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額から判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成7年10月から8年3月までの期間及び8年5月から同年9月までの期間について32万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所はすでに廃業しており確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成8年4月については、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は32万円であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は30万円であり、オンライン記録の標準報酬月額（30万円）と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間①については、申立人の標準報酬月額と、申立人と同年齢で、申立人と同日に申立事業所において被保険者資格を取得している同僚の標準報酬月額は同額であり、申立人の記録のみが低額となっているとはいえない。また、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等は無く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年2月1日に、資格喪失日に係る記録を30年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和29年2月から同年9月までは6,000円、同年10月から30年5月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から30年6月1日まで

私は、A社に夫が入社した2か月後に入社し、退職するまで夫と同じ事業所に勤務していた。同じ時期に入社した同僚が、申立事業所に勤務していた期間の厚生年金を受給しており、私も厚生年金保険に加入していると思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所において、申立期間の厚生年金保険の加入記録のある同僚17人に照会した結果、12人から回答があり、このうち1人は、「同じ敷地内で勤務し、申立人も申立期間については、臨時工として勤務していた。」と供述しており、別の1人が「申立人と一緒に勤務していた同僚がいたことを覚えている。」とする当該同僚は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間を含む昭和29年5月14日から31年12月26日までの期間において、厚生年金保険の被保険者記録があることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立事業所において、昭和28年12月1日に被保険者資格を取得し、30年9月27日に資格を喪失した記録が確認できる申立人の夫は、「私が先に申立事業所に入社しており、申立事業所を現在の妻に紹介し、2か月後に入社してから婚姻の6か月前まで勤務していた。」と供述している。これらのことから、申立人は申立期間について、

申立事業所に勤務していたと推認できる。

さらに、申立事業所は、申立期間当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたかどうかは不明であるとしているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の同僚5人が、一緒に勤務していた同僚として名前を挙げた16人全員に厚生年金保険の加入記録があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人と事務所で一緒に勤務していたとする同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和29年2月から同年9月までは6,000円、同年10月から30年5月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届（申立事業所にあつては、被保険者報酬月額算定基礎届を含む。）を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年2月から30年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成11年8月16日）及び資格取得日（平成11年10月4日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月16日から同年10月4日まで

私は、平成6年4月にA社に入社し、16年5月16日まで継続して勤務した。

申立期間当時、同社から社員を一度解雇する旨は聞いたが、厚生年金保険の資格を喪失する説明は受けていない。

また、今回の申立てに当たり、同社の社長に確認したところ、申立期間当時、社員を一度解雇して、再雇用する間は社会保険には加入させていなかったと言われたが、同社入社時から退職するまで継続して給与から厚生年金保険料は控除されていたはずであるのに、申立期間が未加入となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録により、申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

一方、申立事業所の代表取締役は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）に対し、社員のうち申立人を含めた数人について、申立事業所に在籍したまま、厚生年金保険の被保険者資格をいったん喪失させ、1か月又は2か経過した後、再度資格を取得する旨の届出を行ったことを認めており、保険料の控除については、当時の関連資料が保存されていないため確認することはできない。

が、申立人を含め、当該手続を行った者の厚生年金保険未加入期間における保険料は控除していないとしている。

しかしながら、申立人は、平成6年4月に申立事業所に入社して以降、勤務形態及び業務内容に変更は無く、給与から厚生年金保険料が継続して控除されていたとしているところ、申立人と同時期に、いったん被保険者資格を喪失し11年8月が未加入期間となっている同僚に照会し回答のあった5人は、全員が未加入期間も継続して勤務していたとし、また、このうち3人は未加入期間も保険料が控除されていたとしている。

さらに、このうちの1人が未加入期間に係る給与明細書を所持しており、当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できることから、同様の扱いを受けた申立人についても、申立期間において保険料が控除されていたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成11年7月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成11年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社) C支店における資格喪失日は、昭和21年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月6日から21年4月1日まで

私は、昭和17年1月10日にA社へ入社し、籍は同社のまま、18年5月27日から19年11月30日までの間、国家総動員法に基づき、D社で徴用され、その後、19年12月から21年3月までは現役兵となり休職していた。終戦後、復員した同年3月は実家で休養し、同年4月1日から再び同社に勤務した。

しかし、陸軍に入隊した昭和19年12月から20年8月6日までは厚生年金保険の加入記録があるものの、休職扱いに変化がなかったにもかかわらず、20年8月6日から21年4月1日までの記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年1月10日に申立事業所に入社し、19年12月1日に陸軍に召集され、21年3月Eを出港して同年3月6日にF港に上陸し、同年4月1日から再び申立事業所で勤務したとしているところ、G県が発行する軍歴証明書により、19年12月1日から21年6月15日までの期間は、陸軍に召集されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和20年8月6日に被保険者資格を喪失し、21年4月1日に申立事業所で被保険者資格を再取得したものとされている。

しかしながら、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であり、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日まで

のうち被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されている。

また、B社から提出された証明書により、申立人は申立期間を含め、昭和17年1月10日に入社し、19年12月1日の入営休職を経て55年2月29日まで、継続して同社に在籍していたことが認められる。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、昭和21年4月1日とすることが妥当である。

また、昭和20年8月6日から21年4月1日までの標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年11月から15年4月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間は20万円、同年9月は19万円、同年10月は18万円、同年11月及び同年12月は19万円、16年1月及び同年2月は18万円、同年3月から同年8月までは19万円、同年9月から17年3月までは20万円、同年4月から同年8月までは22万円、同年9月から18年6月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は32万円、同年12月19日は37万円、16年7月20日は32万2,000円、同年12月20日は41万8,000円、17年7月20日及び同年12月20日は35万円、18年7月20日は32万円、同年12月20日は37万円、19年7月20日は35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は32万円、同年12月19日は37万円、16年7月20日は32万2,000円、同年12月20日は41万8,000円、17年7月20日及び同年12月20日は35万円、18年7月20日は32万円、同年12月20日は37万円、19年7月20日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年7月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日

- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準給与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準給与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年11月から15年4月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間は20万円、同年9月は19万円、同年10月は18万円、同年11月及び同年12月は19万円、16年1月及び同年2月は18万円、同年3月から同年8月までは19万円、同年9月から17年3月までは20万円、同年4月から同年8月までは22万円、同年9月から18年6月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年10月及び15年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期

間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は32万円、同年12月19日は37万円、16年7月20日は32万2,000円、同年12月20日は41万8,000円、17年7月20日及び同年12月20日は35万円、18年7月20日は32万円、同年12月20日は37万円、19年7月20日は35万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成17年9月から同年11月までは24万円、同年12月は20万円、18年5月、同年6月及び同年8月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑤までについて、その主張する標準賞与額（平成17年12月20日は16万7,000円、18年7月20日は7,000円、同年12月20日は35万7,000円、19年7月20日は32万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月20日は16万7,000円、18年7月20日は7,000円、同年12月20日は35万7,000円、19年7月20日は32万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から18年9月1日まで
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑤の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑤までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正

してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成17年9月から同年11月までは24万円、同年12月は20万円、18年5月、同年6月及び同年8月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年1月から同年4月までの期間及び同年7月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②から⑤までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月20日は16万7,000円、18年7月20日は7,000円、同年12月20日は35万7,000円、19年7月20日は32万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成17年9月から18年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑤までについて、その主張する標準賞与額（平成17年12月20日は17万4,000円、18年7月20日は32万6,000円、同年12月20日は39万3,000円、19年7月20日は34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月20日は17万4,000円、18年7月20日は32万6,000円、同年12月20日は39万3,000円、19年7月20日は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から18年9月1日まで
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑤までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑤までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成17年9月から18年8月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑤までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月20日は17万4,000円、18年7月20日は32万6,000円、同年12月20日は39万3,000円、19年7月20日は34万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年12月は20万円、15年2月は18万円、同年3月及び同年4月は19万円、同年6月は20万円、同年7月及び同年9月は18万円、同年11月は17万円、同年12月及び16年3月から17年3月までは19万円、同年4月から18年6月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は28万4,000円、同年12月19日は31万円、16年7月20日及び同年12月20日は28万円、17年7月20日は23万円、同年12月20日は27万円、18年7月20日は23万円、同年12月20日は27万円、19年7月20日は24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は28万4,000円、同年12月19日は31万円、16年7月20日及び同年12月20日は28万円、17年7月20日は23万円、同年12月20日は27万円、18年7月20日は23万円、同年12月20日は27万円、19年7月20日は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年7月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月20日

- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年12月は20万円、15年2月は18万円、同年3月及び同年4月は19万円、同年6月は20万円、同年7月及び同年9月は18万円、同年11月は17万円、同年12月及び16年3月から17年3月までは19万円、同年4月から18年6月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年10月、同年11月、15年1月、同年5月、同年8月、同年10月、16年1月及び同年2月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は28万4,000円、同年12月19日は31万円、16年7月20日及び同年12月20日は28万円、17年7月20日は23万円、同年12月20日は27万円、18年7月20日は23万円、同年12月20日は27万円、19年7月20日は24万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から17年3月までは24万円、同年4月から18年6月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は30万円、同年12月19日は33万円、16年7月20日は30万円、同年12月20日は28万円、17年7月20日は25万円、同年12月20日は28万円、18年7月20日は25万円、同年12月20日は29万円、19年7月20日は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は30万円、同年12月19日は33万円、16年7月20日は30万円、同年12月20日は28万円、17年7月20日は25万円、同年12月20日は28万円、18年7月20日は25万円、同年12月20日は29万円、19年7月20日は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 平成14年6月1日から18年7月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月20日
⑦ 平成17年12月20日

⑧ 平成 18 年 7 月 20 日

⑨ 平成 18 年 12 月 20 日

⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から17年3月までは24万円、同年4月から18年6月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は30万円、同年12月19日は33万円、16年7月20日は30万円、同年12月20日は28万円、17年7月20日は25万円、同年12月20日は28万円、18年7月20日は25万円、同年12月20日は29万円、19年7月20日は26万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与届出を社会保険事務所に提出してお

らず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月は30万円、同年11月は28万円、同年12月及び15年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは30万円、同年9月から16年5月までは28万円、同年6月は26万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月は24万円、同年10月から17年3月までの期間及び同年7月から18年6月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は35万2,000円、同年12月19日は42万7,000円、16年7月20日は35万3,000円、同年12月20日は42万4,000円、17年7月20日は17万円、同年12月20日は32万円、18年7月20日は27万円、同年12月20日は30万円、19年7月20日は27万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は35万2,000円、同年12月19日は42万7,000円、16年7月20日は35万3,000円、同年12月20日は42万4,000円、17年7月20日は17万円、同年12月20日は32万円、18年7月20日は27万円、同年12月20日は30万円、19年7月20日は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年7月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日

- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年10月は30万円、同年11月は28万円、同年12月及び15年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは30万円、同年9月から16年5月までは28万円、同年6月は26万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月は24万円、同年10月から17年3月までの期間及び同年7月から18年6月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年4月から同年6月までは、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給

額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は35万2,000円、同年12月19日は42万7,000円、16年7月20日は35万3,000円、同年12月20日は42万4,000円、17年7月20日は17万円、同年12月20日は32万円、18年7月20日は27万円、同年12月20日は30万円、19年7月20日は27万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成15年9月、同年11月及び同年12月は16万円、16年1月は15万円、同年4月から同年8月までは16万円、同年9月から17年3月までは18万円、同年4月は19万円、同年5月は17万円、同年6月から18年6月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は10万4,000円、同年12月19日は26万円、16年7月20日は17万2,000円、同年12月20日は29万9,000円、17年7月20日は25万1,000円、同年12月20日は31万4,000円、18年7月20日は25万円、同年12月20日は28万円、19年7月20日は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は10万4,000円、同年12月19日は26万円、16年7月20日は17万2,000円、同年12月20日は29万9,000円、17年7月20日は25万1,000円、同年12月20日は31万4,000円、18年7月20日は25万円、同年12月20日は28万円、19年7月20日は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から18年7月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日

- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成15年9月、同年11月及び同年12月は16万円、16年1月は15万円、同年4月から同年8月までは16万円、同年9月から17年3月までは18万円、同年4月は19万円、同年5月は17万円、同年6月から18年6月までは19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年10月、16年2月及び同年3月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は10万4,000円、同年12月19日は26万円、16年7月20日は17万2,000円、同年12月20日は29万9,000円、17年7月20日は25万1,000円、同年12月20日は31万4,000円、18年7月20日は25万円、同年12月20日は28万円、19年7月20日は26万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成16年7月から17年3月までは24万円、同年4月から18年6月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑥までについて、その主張する標準賞与額（平成17年7月20日は10万円、同年12月20日及び18年7月20日は20万円、同年12月20日は25万円、19年7月20日は23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月20日は10万円、同年12月20日及び18年7月20日は20万円、同年12月20日は25万円、19年7月20日は23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月1日から18年7月1日まで
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月20日
④ 平成18年7月20日
⑤ 平成18年12月20日
⑥ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑥までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑥までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成16年7月から17年3月までは24万円、同年4月から18年6月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年6月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑥までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年7月20日は10万円、同年12月20日及び18年7月20日は20万円、同年12月20日は25万円、19年7月20日は23万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑥までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは17万円、同年9月及び同年11月は19万円、同年12月は20万円、16年4月及び同年7月は19万円、同年9月は17万円、同年10月及び同年11月は16万円、同年12月から17年3月までは17万円、同年4月は18万円、同年5月及び同年6月は16万円、同年7月及び同年8月は18万円、同年9月は14万2,000円、同年10月は16万円、同年11月から18年4月までの期間及び同年6月は17万円、同年7月は16万円、同年8月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は36万3,000円、同年12月19日は36万5,000円、16年7月20日は30万円、同年12月20日は32万4,000円、17年7月20日は28万6,000円、同年12月20日は32万7,000円、18年7月20日は29万5,000円、同年12月20日は32万4,000円、19年7月20日は29万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は36万3,000円、同年12月19日は36万5,000円、16年7月20日は30万円、同年12月20日は32万4,000円、17年7月20日は28万6,000円、同年12月20日は32万7,000円、18年7月20日は29万5,000円、同年12月20日は32万4,000円、19年7月20日は29万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで
② 平成15年7月18日

- ③ 平成 15 年 12 月 19 日
- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは17万円、同年9月及び同年11月は19万円、同年12月は20万円、16年4月及び同年7月は19万円、同年9月は17万円、同年10月及び同年11月は16万円、同年12月から17年3月までは17万円、同年4月は18万円、同年5月及び同年6月は16万円、同年7月及び同年8月は18万円、同年9月は14万2,000円、同年10月は16万円、同年11月から18年4月までの期間及び同年6月は17万円、同年7月は16万円、同年8月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていること

から、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年10月、16年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年6月、同年8月及び18年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は36万3,000円、同年12月19日は36万5,000円、16年7月20日は30万円、同年12月20日は32万4,000円、17年7月20日は28万6,000円、同年12月20日は32万7,000円、18年7月20日は29万5,000円、同年12月20日は32万4,000円、19年7月20日は29万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年10月から15年4月までは38万円、同年5月は36万円、同年6月から同年8月までは38万円、同年9月から16年8月までは36万円、同年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月及び同年12月は38万円、17年1月は36万円、同年2月及び同年3月は38万円、同年4月は41万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は48万3,000円、同年12月19日は55万円、16年7月20日は48万1,000円、同年12月20日は56万7,000円、17年7月20日は45万6,000円、同年12月20日は55万7,000円、18年7月20日は48万3,000円、同年12月20日は58万5,000円、19年7月20日は48万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は48万3,000円、同年12月19日は55万円、16年7月20日は48万1,000円、同年12月20日は56万7,000円、17年7月20日は45万6,000円、同年12月20日は55万7,000円、18年7月20日は48万3,000円、同年12月20日は58万5,000円、19年7月20日は48万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年9月1日まで
② 平成15年7月18日

- ③ 平成 15 年 12 月 19 日
- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年10月から15年4月までは38万円、同年5月は36万円、同年6月から同年8月までは38万円、同年9月から16年8月までは36万円、同年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月及び同年12月は38万円、17年1月は36万円、同年2月及び同年3月は38万円、同年4月は41万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚

生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は48万3,000円、同年12月19日は55万円、16年7月20日は48万1,000円、同年12月20日は56万7,000円、17年7月20日は45万6,000円、同年12月20日は55万7,000円、18年7月20日は48万3,000円、同年12月20日は58万5,000円、19年7月20日は48万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年4月までは34万円、同年5月は32万円、同年6月から同年9月までの期間、同年11月、同年12月、16年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月は34万円、同年9月から17年3月までは32万円、同年4月は34万円、同年5月は30万円、同年6月から18年2月までは34万円、同年5月は32万円、同年6月から同年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は45万1,000円、同年12月19日は51万1,000円、16年7月20日は45万2,000円、同年12月20日は52万円、17年7月20日は43万3,000円、同年12月20日は52万3,000円、18年7月20日は30万1,000円、同年12月20日は52万5,000円、19年7月20日は43万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は45万1,000円、同年12月19日は51万1,000円、16年7月20日は45万2,000円、同年12月20日は52万円、17年7月20日は43万3,000円、同年12月20日は52万3,000円、18年7月20日は30万1,000円、同年12月20日は52万5,000円、19年7月20日は43万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日

- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年4月までは34万円、同年5月は32万円、同年6月から同年9月までの期間、同年11月、同年12月、16年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月は34万円、同年9月から17年3月までは32万円、同年4月は34万円、同年5月は30万円、同年6月から18年2月までは34万円、同年5月は32万円、同年6月から同年8月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年10月、16年1月、同年5月、同年8月、18年3月及び同年4月については、社会保険事務所で記録されてい

る標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は45万1,000円、同年12月19日は51万1,000円、16年7月20日は45万2,000円、同年12月20日は52万円、17年7月20日は43万3,000円、同年12月20日は52万3,000円、18年7月20日は30万1,000円、同年12月20日は52万5,000円、19年7月20日は43万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年10月から同年12月までは24万円、15年1月は22万円、同年2月から同年8月までは24万円、同年9月は26万円、同年10月は24万円、同年11月から17年3月までは26万円、同年4月は28万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは28万円、同年9月は26万円、同年10月から18年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は32万円、同年12月19日は36万5,000円、16年7月20日は33万3,000円、同年12月20日は38万5,000円、17年7月20日は31万6,000円、同年12月20日は39万3,000円、18年7月20日は34万1,000円、同年12月20日は40万9,000円、19年7月20日は35万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は32万円、同年12月19日は36万5,000円、16年7月20日は33万3,000円、同年12月20日は38万5,000円、17年7月20日は31万6,000円、同年12月20日は39万3,000円、18年7月20日は34万1,000円、同年12月20日は40万9,000円、19年7月20日は35万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで
② 平成15年7月18日

- ③ 平成 15 年 12 月 19 日
- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までは24万円、15年1月は22万円、同年2月から同年8月までは24万円、同年9月は26万円、同年10月は24万円、同年11月から17年3月までは26万円、同年4月は28万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは28万円、同年9月は26万円、同年10月から18年8月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚

生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は32万円、同年12月19日は36万5,000円、16年7月20日は33万3,000円、同年12月20日は38万5,000円、17年7月20日は31万6,000円、同年12月20日は39万3,000円、18年7月20日は34万1,000円、同年12月20日は40万9,000円、19年7月20日は35万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までの期間及び15年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月から同年7月までは26万円、同年8月は24万円、同年9月は26万円、同年10月から同年12月までの期間、16年6月及び同年7月は28万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月は22万円、17年1月から同年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月から18年1月までは24万円、同年2月及び同年3月は22万円、同年4月、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は33万円、同年12月19日は39万8,000円、16年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は40万9,000円、17年7月20日は33万円、同年12月20日は39万3,000円、18年7月20日は31万円、同年12月20日は41万円、19年7月20日は32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は33万円、同年12月19日は39万8,000円、16年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は40万9,000円、17年7月20日は33万円、同年12月20日は39万3,000円、18年7月20日は31万円、同年12月20日は41万円、19年7月20日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

- ② 平成 15 年 7 月 18 日
- ③ 平成 15 年 12 月 19 日
- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までの期間及び15年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月から同年7月までは26万円、同年8月は24万円、同年9月は26万円、同年10月から同年12月までの期間、16年6月及び同年7月は28万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月は22万円、17年1月から同年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月から18年1月までは24万円、同年2月及び同年3月は22万円、同年4月、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額

の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年1月、同年2月、16年1月から同年5月までの期間、同年8月、17年5月及び18年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は33万円、同年12月19日は39万8,000円、16年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は40万9,000円、17年7月20日は33万円、同年12月20日は39万3,000円、18年7月20日は31万円、同年12月20日は41万円、19年7月20日は32万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年1月までは22万円、同年2月は20万円、同年3月及び同年6月から同年8月までの期間は22万円、同年9月から16年9月までは19万円、同年10月は18万円、同年11月及び同年12月は20万円、17年2月は18万円、同年3月は20万円、同年4月及び同年6月から18年8月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は27万4,000円、同年12月19日は32万7,000円、16年7月20日は29万7,000円、同年12月20日は33万1,000円、17年7月20日は25万4,000円、同年12月20日は35万9,000円、18年7月20日は30万6,000円、同年12月20日は37万9,000円、19年7月20日は32万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は27万4,000円、同年12月19日は32万7,000円、16年7月20日は29万7,000円、同年12月20日は33万1,000円、17年7月20日は25万4,000円、同年12月20日は35万9,000円、18年7月20日は30万6,000円、同年12月20日は37万9,000円、19年7月20日は32万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日

- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準給与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準給与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年1月までは22万円、同年2月は20万円、同年3月及び同年6月から同年8月までの期間は22万円、同年9月から16年9月までは19万円、同年10月は18万円、同年11月及び同年12月は20万円、17年2月は18万円、同年3月は20万円、同年4月及び同年6月から18年8月までの期間は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年4月、同年5月、17年1月及び同年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認で

きることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は27万4,000円、同年12月19日は32万7,000円、16年7月20日は29万7,000円、同年12月20日は33万1,000円、17年7月20日は25万4,000円、同年12月20日は35万9,000円、18年7月20日は30万6,000円、同年12月20日は37万9,000円、19年7月20日は32万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成16年9月及び同年11月から17年3月までの期間は30万円、同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月から同年8月までは32万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月から18年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額（平成16年7月20日は20万5,000円、同年12月20日は39万5,000円、17年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は41万9,000円、18年7月20日は36万円、同年12月20日は46万5,000円、19年7月20日は34万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年7月20日は20万5,000円、同年12月20日は39万5,000円、17年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は41万9,000円、18年7月20日は36万円、同年12月20日は46万5,000円、19年7月20日は34万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成17年12月20日
⑥ 平成18年7月20日

⑦ 平成 18 年 12 月 20 日

⑧ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑧までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑧までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成16年9月及び同年11月から17年3月までの期間は30万円、同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月から同年8月までは32万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月から18年8月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年10月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑧までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年7月20日は20万5,000円、同年12月20日は39万5,000円、17年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は41万9,000円、18年7月20日は36万円、同年12月20日は46万5,000円、19年7月20日は34万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑧までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額（平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は25万7,000円、19年7月20日は24万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は25万7,000円、19年7月20日は24万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月20日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から③までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から③までの標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は25万7,000円、19年7月20日は24万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額（平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は30万7,000円、19年7月20日は25万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は30万7,000円、19年7月20日は25万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月20日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から③までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から③までの標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は30万7,000円、19年7月20日は25万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年1月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月5日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月18日から同年12月5日まで

私は、昭和23年4月10日にA社(現在は、B社)へ入社以来、定年退職する平成3年1月31日まで一日の空白期間も無く継続してB社に勤務した。

しかし、申立期間のA社C支店での勤務期間が厚生年金保険の加入記録から漏れており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した在籍証明書、申立人が所持する昭和25年1月18日付けの辞令及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A社C支店に勤務していたことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の備考欄に「C支 25. 1. 18 25. 12. 5」とあり、申立人の申立事業所及び申立期間に係る記述が確認できることから、申立期間について、被保険者記録があったことがうかがえる。

さらに、申立人が入社時から申立期間終了時まで一緒に勤務していたとする同僚は、これを認める供述をしているとともに、申立期間におけるA社の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が昭和25年1月18日に被保険者資格を取得し、同年12月5日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とする

ことが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B営業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年3月7日）及び資格取得日（昭和28年1月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月7日から28年1月1日まで

私は、A社（現在は、C社）に入社して昭和46年3月に退職するまで、途中転勤はあったものの継続して勤務していた。

ところが、「ねんきん特別便年金記録のお知らせ」で、昭和27年3月7日から28年1月1日までの期間が、欠落していることが判明したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社において昭和22年2月1日に厚生年金保険の資格を取得し、27年3月7日に資格を喪失後、28年1月1日に同社において再度資格を取得しており、27年3月から同年12月までの申立期間の被保険者記録は無い。

しかし、雇用保険の加入記録及びC社が提出した社内歴情報から判断すると、申立人は申立事業所において、申立期間における業務内容等の変更も無く、継続して勤務していたことが認められる。

また、申立事業所は「採用直後であれば臨時雇用扱いとし、厚生年金保険に加入させていなかった可能性は考えられるが、いったん、厚生年金保険に加入した後に、一時的に未加入とさせる取扱いをした例は無い。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が存在しないため不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和27年3月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年4月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月3日から同年5月1日まで

私は、B社在職中に、A社からスカウトされ、昭和59年4月3日に入社した。同年5月1日以降については、厚生年金保険の記録があるが、59年4月3日から同年5月1日までは記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所による在籍証明、申立人が保管する日記の記載及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立事業所に昭和59年4月3日から継続して勤務していたことが確認できる。

そして、申立人の資格取得日の前後1年以内に申立事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者15人に照会したところ、全員が自身の勤務期間と厚生年金保険記録は一致している旨を回答し、うち11人は「申立事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和59年5月の記録から36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和36年12月12日に、資格喪失日に係る記録を37年2月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月12日から37年2月10日まで

私は、昭和36年4月にA社に入社して、数日間の研修の後に同社C出張所に異動し、申立期間には同社B支社に異動し、再び同社C出張所に戻り勤務した。その後、同社の支店等で数回の異動を繰り返したが、平成元年12月に退職するまで正社員として継続して同社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務(昭和36年12月11日に同社C出張所から同社B支社に異動し、37年2月10日に同社B支社から同社C出張所に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、人事記録では、申立人の同社C出張所から同社B支社への異動日は昭和36年12月11日とされているところ、同社C出張所における資格喪失日は同年12月12日となっており、同社B支社における資格取得日は、同社C出張所における資格喪失日と同日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の同社C出張所における社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年12月及び37年1月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月10日から22年8月31日まで
② 昭和34年8月から35年4月1日まで

私は、昭和21年11月10日から22年8月31日までA社B支店で勤務していた期間の厚生年金保険記録について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無いので、記録を訂正してほしい。

また、昭和34年8月から35年3月31日までC社で勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当時、厚生年金保険の被保険者に脱退手当金が支給されるのは、「被保険者期間3年以上20年未満の者が死亡したとき又は資格喪失したとき」とされているところ、申立人が昭和22年8月31日に資格喪失した時点では、被保険者期間は支給要件に満たない9か月であり、その他の支給要件にも該当しないことから、申立人は当該脱退手当金の支給要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立事業所を退職した経緯及び退職後の約1年間は、脱退手当金の請求手続を行うことができる状況にはなかった旨を具体的に供述している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間②については、年金事務所の記録によると、申立事業所は、申立期間を含め厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人が記憶する申立事業所の所在地を管轄する法務局には、申立事業所に係る商業登記は確認できない上、申立人は社長及び同僚などの名前を覚えておらず、申立内容に係る事実を確認できない。

さらに、都道府県内で申立事業所と同一名称の適用事業所5社のうち、申立期間当時、適用事業所となっていた3社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年3月まで

私は、当時、家業を手伝っており、申立期間については母が国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付をしてくれていた。結婚するとき、母から年金手帳を受け取ったことをはっきり覚えている。

妹の保険料は、20歳の時から納付してあるようなので、自分の保険料も20歳になった昭和37年*月から納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により申立人の二人の妹と連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により、資格取得日は昭和42年4月1日であり、申立人の二人の妹の資格取得日と同一日であることから、申立人の母が申立人を含む三人の姉妹について、四女が20歳になった際に同時に加入手続を行い、資格取得日も同一日にしたものと推測され、申立期間である申立人が20歳になった昭和37年*月から資格取得日までの間は未加入期間となり、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間当時から昭和42年12月に結婚するまでは、両親と共に居住しており、住所地の移動も無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人と二人の妹に係る加入手続及び保険料を納付したとみられる申立人の母は既に亡くなっているため、当時の状況は不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月から同年7月まで

私は、A市を平成17年3月に退職した翌月、B銀行C支店で、国民年金の加入手続をし、同年8月*日に結婚するまでの4か月間、市役所から送られてきた納付書で国民年金保険料と国民健康保険料を同支店で一緒に納付していた。申立期間が未加入となっているのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料をB銀行C支店で国民健康保険料と一緒に納付したとしているが、同銀行同支店では、申立期間の窓口の公金の振込みの控えに申立人の氏名は見当たらないとしている。

また、A市D区役所においても申立人の申立期間に係る国民健康保険の加入履歴は無いとしている。

さらに、申立人は、平成17年3月にA市を退職後、翌月に国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書で保険料を納付したとしているが、オンライン記録では、申立人に対し同年6月22日に加入勧奨が行われていることが確認でき、この時点において申立人は国民年金第1号被保険者として加入手続を行っていなかったことが確認できる。

加えて、オンライン記録では、申立人について第3号被保険者の種別変更(資格取得)を婚姻日の平成17年8月*日とする処理が同年10月6日に行われており、申立人の夫の所属する公立学校共済組合における被扶養者認定の記録と一致していることが確認できることから、同共済組合に申立人に係る被扶養の届出が行われたことにより、申立人は同年8月*日に^{さかのぼ}遡って第3号被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和53年10月から63年9月まで

私は、20歳になった昭和53年*月ごろにA町役場で国民年金の加入手続をし、国民年金手帳を発行してもらい、同役場の窓口で国民年金保険料を納付した。その後は、毎月送られてきた納付書で、母か自分のどちらかが、郵便局又は銀行で毎月保険料を納付している。

しかし、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳に到達した昭和53年*月ごろに国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年9月ごろから3年1月ごろに払い出されたものと推測される。A町役場の当時の担当者によれば、申立期間当時、20歳到達者及び30歳から35歳までの者を対象に加入勧奨を行っていたとしており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、申立人が32歳の時点であり、この時期に加入勧奨により加入手続が行われたと考えられ、申立人の20歳到達時である昭和53年*月*日に遡^{さかのぼ}って同日を資格取得日としたものと推測される。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料が納付できず、申立人は納付可能であった昭和63年10月からの国民年金保険料を過年度納付したものと考えられる。

さらに、A町役場では、昭和61年の電算化以前の国民年金被保険者名簿を保管しているが、当該名簿に申立人の申立期間に係る氏名は無いとしている。

加えて、申立人は申立期間に住所の異動及び氏名に変更は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡していること、申立人の

当時の納付方法及び納付金額の記憶は曖昧であるなど、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から46年8月までの期間及び47年2月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から46年8月まで
② 昭和47年2月から51年3月まで

申立期間①について、私が20歳になった時に、母親が私の国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれていた。昭和47年5月に結婚したが、結婚前に、母親から年金の空白期間は無いと聞いていた。また、申立期間②については、結婚後、私が役所から通知が来て納付していた。

申立期間①及び②が未納になっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫の手帳記号番号と連続した番号であり、夫婦は同時期に国民年金の加入手続をしたものと推測でき、また、申立人が所持する年金手帳には、手帳記号番号の横に「A」及び当時居住していたB県C市の住所が記載され、手帳記号番号「**」はA社会保険事務所（当時）を示す課所符号であることから、夫婦が昭和61年4月にC市に住民票を移した後に発行されたものと推認できる。

さらに、申立人の手帳記号番号の前後の資格取得者（任意加入）及び厚生年金保険からの切替者の資格取得日から、申立人及びその夫の手帳記号番号は、昭和62年4月ごろに払い出されていることが推認できるが、この時点では、申立期間①及び②は、時効により国民年金保険料は納付できない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、20歳当時、D区に住民票を移していたと供述していることから、当時、E市に居住していた申立人の母親が、申立

人の国民年金の加入手続を同市で行うことはできなかったと考えられる。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続、保険料の納付等に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする母親は既に亡くなっており供述を得ることはできず、納付方法、納付場所、納付金額等が不明である。

- 3 申立期間②について、申立人は、結婚後は自身が保険料を納付したとしているが、保険料の納付方法、納付時期、納付金額等を覚えていない。

また、申立期間①及び②の間（昭和46年9月20日から47年2月20日まで）には厚生年金保険の加入記録があるが、この記録は平成20年10月21日に基礎年金番号への統合処理により追加されたもので、それまで当該期間は、申立人は国民年金の被保険者と記録されていたことや、申立期間②直後の昭和51年4月13日に国民年金被保険者の資格を喪失した記録は、62年4月23日に追加処理されていることが確認できることから、申立人が申立期間②に係る国民年金被保険者の資格の取得及び喪失の手続をその都度行っていたとは考え難い。

- 4 このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 869(事案 323 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで

前回、申立期間について、国民年金に任意加入し保険料を納付していたにもかかわらず未加入とされており、納得がいかないとして申立てを行ったが、記録訂正は認められなかった

しかし、加入手続の状況をはっきり記憶していること、A郡B町への転居の際の国民年金の手続は、当時、夫の職場(C社)が代行し手続を行う仕組みがとられていたこと、昭和47年4月1日に初めて国民年金の資格取得したことになっているが、これはD市へ転入した日であり、住所変更の手続を誤って新規加入と処理したものであることから、再度審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、既に他界している申立人の夫が国民年金の加入手続を行ったとしており、その状況が明らかでないこと、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年3月28日に払い出され、同年4月1日に任意加入資格を取得したこととされており、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付できなかったこと、保険料の納付方法の記憶が具体的でなく、当時、口座振替が行われていなかったA郡B町において口座振替で保険料を納付したと主張していること、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、など申立期間について国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情等はないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年8月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、加入手続のことをはっきり記憶しているとしているが、申立人に確認したところ、役場職員が自宅に来て説明を受けたことは覚えている

が、加入手続については自宅で行ったとするものの、具体的な内容は申立人の夫が行ったため不明と供述している上、昭和 36 年当時、全国的に任意加入者に対する加入勧奨は基本的に行っておらず、申立人が当時居住していた E 市も、加入手続は本人確認や住所表示の確認等が必要なため、原則として市の窓口で行っていたとしている。

また、申立人は、昭和 44 年 3 月に A 郡 B 町に転入した際の国民年金の手続は自分自身では行っていないが、これは、当時、夫の職場（C 社）が代行して行う仕組みがとられており、「組合員及び配偶者のみなさんへ」と題する C 社発行のチラシも保管していると主張している。しかし、C 社からは、当時、国民年金の任意加入者の住所変更等の手続を代行することはなかったと思われるとの回答が得られた上、当該チラシは、その内容から昭和 60 年の国民年金法改正（61 年 4 月から実施）による第 3 号被保険者の制度を周知したものであると考えられる。

さらに、申立人は、資格取得日とされる昭和 47 年 4 月 1 日は、A 郡 B 町から D 市へ転入した日であり、住所変更の手続を誤って新規加入と処理したものであると主張しているが、国民年金手帳記号番号払出管理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 3 月 28 日に A 郡 B 町で払い出されたことが確認できる上、戸籍の附票では同年 4 月 1 日に D 市に住所変更したことが確認できることから、事務処理に不自然な点は認められない。

加えて、今回、昭和 36 年当時に、申立人が国民年金保険料を納付していたとする納付組織に保険料を納付していた住民が判明したため事情を聴取したが、申立人が当該納付組織に保険料を納付していたことを裏付ける供述は得られなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から56年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年3月から56年2月まで

私は、昭和55年3月*日の入籍の際に、A市役所で国民年金の任意加入手続を行ったにもかかわらず、約1年後の56年3月12日に任意加入したととされ、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

なお、私が所持する年金手帳には、入籍日である昭和55年3月*日に任意加入したことを示す記載がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、入籍の際に、A市役所で国民年金の任意加入手続を行っており、年金手帳にも入籍日である昭和55年3月*日に任意加入したことを示す記載があると主張するが、A市役所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は56年3月12日に任意加入していることが確認でき、申立期間は、未加入とされていることから、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料の納付金額、納付場所及び納付方法について申立人の記憶は明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和44年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から50年3月まで

昭和50年に婚姻届を出したとき、市役所の窓口職員から、「ずっと（国民年金を）かけておられる記録があります。良かったですね。」と聞いた記憶があり、母親が私の年金を必要と考え国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしてきていたと申立人が主張する申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月ごろに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間のうち、44年12月は時効により納付できない期間であり、45年1月から50年3月までの期間は、過年度納付又は現年度納付できる期間であるが、申立期間当時、申立人は、社会保険事務所（当時）及び市役所から納付書が送付された記憶はないと供述している上、申立人とは別居していた申立人の母親に納付書が送付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和31年8月20日から33年1月1日まで

私は、昭和31年4月から32年12月末ごろまで、A社に勤務し、受付などの業務を行っていた。

ねんきん特別便では、厚生年金保険の加入記録が昭和31年6月1日から同年8月20日までとされ、申立期間の加入記録が無いが、1年以上は勤務したと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

なお、当時の慰安旅行の写真を資料として提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所から提出された申立人に係る「昭和31年分所得税源泉徴収簿」により、申立人に昭和31年3月から同年8月の給与が支給されており、当該期間については、申立ての事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立ての事業所から提出された、月別に従業員の給与支払明細をまとめた一覧表（以下「給与支払明細一覧表」という。）では、申立人の名前が記載されているのは昭和31年6月から同年8月までとなっており、その前後の月に申立人の名前の記載は無い上、同年6月については雇用保険料控除額の記載はあるものの、社会保険料控除額の記載は無く、同年7月及び同年8月の2か月については、社会保険料及び雇用保険料の控除額が記載されていることが確認できる。

また、前記の源泉徴収簿では、昭和31年3月から同年5月までの給与の社会保険料控除欄には記載は無く、同年6月から同年8月までは控除額が記載されているが、同年7月及び同年8月については、給与支払明細一覧表に記載されたそれぞれの月の社会保険料と雇用保険料を合計した額と同額となってい

るものの、同年6月の社会保険料については、給与支払明細一覧表に記載された雇用保険料と同額であることが確認できる。

さらに、申立ての事業所から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「同資格喪失届」により、申立人の資格取得日は昭和31年6月1日、資格喪失日は同年8月20日であることが確認でき、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録と一致しているとともに、前述の源泉徴収簿及び給与支払明細書の記載内容も一致している。

加えて、当時の経理担当者は「当時、3か月程度の試用期間を設けていた。申立人の勤務期間については覚えていない。」と供述し、他の同僚も、申立人が勤務していたことは覚えているが、勤務期間については明確な記憶は無いとしている。

また、申立人は、昭和31年秋ごろの申立ての事業所での慰安旅行の際に撮影したとする写真を提出しているが、当該写真には申立人よりも早い時期(昭和31年7月1日)に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚も写っている上、当時の経理担当者も「旅行の場所、時期及び参加者に記憶は無い。」と供述していることから、撮影時期を特定することはできず、申立期間における申立ての事業所での在籍を証するものとは考え難い。

このほか、申立期間①及び②において、申立人が申立の事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで

夫は、高校を卒業後、A 県 B 市にあった C 社に就職し、刑務所、病院及び学校建設に係る工事をしていた。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が記憶する申立ての事業所の所在地を管轄する法務局に、申立事業所及び類似名称の事業所に係る商業登記の記録は確認できず、当該所在地には厚生年金保険の適用事業所としての記録も無いが、オンライン記録により、同じ県内に申立ての事業所と同じ名称の事業所が確認でき、申立人の妻が姓のみ記憶する当時の所長と同姓の者が、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に事業主として名前があること、及び被保険者名簿に記録のある被保険者のうちの一人が、「申立人の名前を聞いたような気がする。」と供述していることから、申立人が当該事業所の業務に関与していた可能性はうかがえる。

しかし、当該事業所の被保険者名簿には、申立人が記憶していたとする同僚及び申立人の名前は無く、オンライン記録でも、この同僚には申立期間に厚生年金保険の加入記録は無い。

また、当該事業所の事業主は既に死亡しており、供述が得られた被保険者も、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除について具体的な記憶は無いとしている。

さらに、当該事業所の被保険者名簿には、申立期間に係る健康保険番号に欠番は無く、このほかに、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し、事業

主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1237 (事案 103 の再申立てを含む)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月1日から25年10月1日まで
② 昭和38年8月30日から39年4月21日まで

申立期間①については、A社に勤務し、厚生年金保険と健康保険に加入していた。当時の代表者も同僚も覚えているし、当時、肺結核を患い健康保険証で治療を受けた記憶がある。新たな資料は無いが、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、昭和38年8月からB社の営業部に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者期間は、昭和39年4月21日からとなっている。当時、勤務していた事業所の専務の紹介で同社の面接を受け、採用が決まった。厚生年金保険の加入年月日が相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の申立てについては、i) 申立人が申立期間において勤務していたとするA社は、昭和25年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は同年10月1日に資格取得していることが確認できること、ii) 当該事業所は平成8年6月3日に解散(職権)しているため、当時の記録は無く、申立期間当時の代表者は既に死亡し、当時の同僚等も死亡、住所不明等のため申立ての事実を裏付ける供述も得られないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たに当時の同僚の名前を挙げているが、当該同僚も所在不明のため供述は得られず、申立人が受診したとする医療機関では、当時の診療記録は保管されていない。

また、申立人が記憶する社長や同僚も厚生年金保険の適用事業所となった昭和 25 年 9 月 1 日に資格を取得しており、申立人の妹は、申立人の資格取得日と同日の同年 10 月 1 日に資格取得していることが確認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人の B 社における雇用保険被保険者記録により、被保険者となった日は昭和 39 年 4 月 21 日となっており、申立期間における在籍は確認できない上、雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日は同日となっていることが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚や健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間②当時に同社に勤務していたことが確認できる従業員に照会したが、申立人の名前に記憶がある者はいるものの、申立人の入社時期や勤務期間について具体的な記憶は無い上、保険料控除に係る供述も得られない。

さらに、申立ての事業所が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」には、資格取得日は昭和 39 年 4 月 21 日、「同資格喪失届確認通知書」には、資格喪失日は 40 年 12 月 28 日と記載されており、申立人の同事業所における被保険者原票の記録と一致するとともに、申立ての事業所の被保険者原票の申立期間②にかかる健康保険の整理番号に欠番は無く、このほかに申立人が申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで
② 昭和 44 年 11 月 1 日から 46 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 11 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 4 月から 44 年 10 月ぐらいまで、A 社で室内装飾の仕事をしていました。

その後、昭和 44 年 11 月ごろから 46 年 10 月ぐらいまで、B 社で接客業をし、同年 11 月から 48 年 5 月ごろまで、C 社で調理師として働いたが、いずれの期間も厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の申立事業所における勤務に係る具体的な記憶から、勤務の時期は特定できないが、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している申立事業所の事業主及び専務の所在は不明である上、申立事業所は、法務局の法人（商業）登記でも記録を確認できないため、当時の関係者から勤務状況等について確認することもできない。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、オンライン記録では、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

2 申立期間②及び③について、申立人の申立事業所における勤務に係る具体的な記憶から、勤務の時期は特定できないが、申立人が申立事業所に勤務し

ていたことは推認できる。

しかし、申立期間②及び③に係る申立事業所の所在地を管轄する各保健所には、申立事業所に係る営業許可申請の台帳は現存しない上、法務局の法人（商業）登記でも記録を確認できないことから、事業主を確認することができない。

また、申立人の申立期間②及び③の期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間②及び③の期間に、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人は、申立期間②当時の同僚を一人記憶しているが、住所が不明であるため供述を得ることができず、また、申立期間③については、同僚を記憶していないため、当時の勤務状況等について確認することができない。

加えて、オンライン記録では、申立期間②及び③に係る申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 1 日から 34 年 6 月まで
② 昭和 39 年 11 月 20 日から 40 年 11 月 20 日まで

申立期間①について、私は、昭和 32 年 2 月に、A 社に就職し、34 年 6 月まで継続して同社に勤務していたが、32 年 10 月以降の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間②について、私は、B 社に昭和 39 年 11 月から 1 年 1 か月の間勤務していたが、厚生年金保険被保険者の記録が 1 か月しか無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と同じく A 社において昭和 32 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している同僚 5 人は、「申立人は、申立事業所の人員整理により同年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失した。」と供述し、そのうち 3 人は、「申立人は、昭和 32 年 10 月 1 日に被保険者の資格を喪失した後は、申立事業所の下請である C 社で勤務していた。」と供述している。

なお、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に昭和 32 年 10 月 1 日に被保険者の資格を喪失している者が 17 人いることが確認でき、そのうち聴取できた 6 人は、自身も人員整理の対象となったと供述している。

また、C 社は、オンライン記録上、社会保険の適用事業所ではなく、申立期間①において、申立人と一緒に当該事業所に勤務していたと供述した同僚 2 人は、申立期間①において厚生年金保険の加入記録が無いほか、当該事業所の事業主は所在不明のため、厚生年金保険料の控除等についての回答が得

られない。

- 2 申立期間②について、B社において、申立人の資格取得日前後に被保険者資格を取得している同僚（複数）に照会したが、申立人を覚えている者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況に関する供述が得られない。

また、申立人は、「私は、会社のトラックに乗っており、通勤にも使っていた。給与は、トラックで1回走っていくらという形であった。」と供述しているところ、当時の同僚は、「通勤には正社員も下請の人もダンプを使っており、長く働いている下請の人は、ダンプにBと社名を入れていた。」と供述し、別の事務担当の同僚は、「申立期間当時、会社は社員全員を厚生年金保険に入れておらず、社員の希望で入れていた。また、社員とは別にチャーターと呼ばれる個人の請負でトラックを持ち込んでいる人がおり、チャーターは1回走るといくらと金額が決まっていて、1か月分をまとめて支払っていた。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、国民年金制度発足以降、申立期間②を含む昭和40年11月20日までの間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 このほか、申立期間①及び②に申立人が申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 23 日から 38 年 3 月 15 日まで
私は、昭和 37 年 8 月 23 日にA社へ入社し、指導員として 42 年 3 月 15 日まで勤務していたが、37 年 8 月 23 日から 38 年 3 月 14 日までの厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所のグループ会社が発行した在職証明書により、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該グループ会社は、「職員名簿で在籍期間は確認できるが、当時厚生年金保険に加入させていたかは不明である。」としている上、申立事業所で厚生年金保険の加入記録のある 15 人の同僚に照会したところ、6 人が「申立事業所は試用期間を設けていた。」としており、7 人が「入社後、しばらく厚生年金保険に加入していない時期があった。」としている。このうち 2 人は、「厚生年金保険に加入していない期間については、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答している。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、申立期間において健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、平成 4 年 4 月 1 日に A 事業所に就職し、9 年 1 月 20 日まで継続して勤務した。

しかし、私の厚生年金保険の記録は、平成 4 年 6 月 1 日から 9 年 1 月 21 日までしか無く、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の労働者名簿により、申立人は平成 4 年 4 月 1 日から 9 年 1 月 20 日まで申立事業所に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の同僚は、「申立事業所が平成 4 年 4 月 1 日に開業して数か月後に、事業主が社会保険に加入する手続きを行っていたことを覚えている。」と供述しており、オンライン記録でも、申立事業所は、平成 4 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立事業所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書をみると、申立人は平成 4 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得している上、申立人が一緒に就職した同僚として名前を挙げた者二人についても同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立事業所の保管する申立人に係る平成 4 年分の所得税源泉徴収簿をみると、申立期間の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、前記同僚のうち一人は、「申立事業所から発行された給与明細書では、申立期間の給与から厚生年金保険料は控除されていない。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月ごろから 37 年 11 月 1 日まで
② 昭和 38 年 5 月ごろから同年 10 月 13 日まで

申立期間①について、私は、昭和 36 年 7 月に A 社 B 出張所に経理事務担当として勤務し、37 年 10 月末日に婚姻のため退職した。入社当初から、厚生年金保険に加入していたはずなので、納得できない。

申立期間②について、私は、昭和 38 年 5 月に A 社 C 出張所に経理事務担当として勤務し、38 年 10 月 13 日に出産のため退職した。入社当初から、厚生年金保険に加入していたはずなので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の A 社における同僚の供述により、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人の勤務期間については特定できない。

また、同社における同僚は、「支店採用の正社員は厚生年金保険に加入させるが、工事現場の出張所での採用者は、厚生年金保険には加入させていなかった。」旨を供述しており、事実、申立期間①において、申立人と同様に出張所で採用され勤務していたとされる女性職員 2 人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、D 社（A 社の後継会社）は、申立期間当時の社員名簿等の書類を保存しておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険への加入手続についての詳細は不明であるとしている。

加えて、申立期間①について、オンライン記録の整理番号（健康保険番号）に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

申立期間②について、A 社 C 出張所は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時、申立事業所を管轄していた同社 E 支店の厚生年金保険の被保険者記録にも、申立人の加入記録は無い。

また、申立期間②当時に、同社E支店において厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚4人は、同社E支店に勤務だったため、申立人については知らないとしており、出張所に勤務していた従業員の厚生年金保険の加入状況についても不明としている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 26 日から同年 10 月 5 日まで

私は、A社を辞めた後、B社に継続して勤務していたはずであるが、昭和35年8月26日から同年10月5日までの期間が、厚生年金保険未加入期間となっている。どちらかの会社に在籍していたはずであり、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社又はB社に勤務していたと主張しているが、申立人自身も勤務期間の記憶が明確ではなく、当時の同僚に照会しても、両社における勤務期間を特定することはできない。

また、A社は平成9年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主から回答も得られず、B社は13年6月8日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、賃金台帳等資料を保管していないことから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、B社に係る複数の同僚からは、「同社は入社して、しばらくしてから厚生年金保険に加入させていたと思う。」との供述が得られ、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録をみると、同僚本人が記憶している入社日より1か月から3か月遅れて厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。このことから、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがわかれ、仮に、申立人がA社で被保険者資格を喪失した直後に、B社に入社したとしても、入社と同時に資格を取得したとは考え難い。

加えて、両社の被保険者名簿によると、申立期間において健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1272(事案 579 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月から35年10月まで
② 昭和35年10月から36年5月まで
③ 昭和36年5月から同年10月まで
④ 昭和36年10月から38年6月まで

再申立てに当たり、過去の同僚を私なりに調査した結果、申立期間④当時のA社B出張所の労務担当者から、私が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言が得られた。

また、昭和28年の社会保険庁（当時）の通達により、基幹要員は厚生年金保険に無条件で加入することとされたので、私は加入していたはずであり、社会保険庁が廃棄処分した紙台帳の中に私の記録があった可能性がある。

A社が資格取得届を提出しないまま、厚生年金保険料を控除していた可能性があるので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④（前回、申立ての無かった昭和38年5月及び同年6月は除く。）に係る申立てについては、社会保険事務所（当時）が保管しているA社C支店及び同社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の記録は無いこと、A社本社では、当時の記録がないため厚生年金保険の加入の有無は不明であるとしていること、申立期間当時、申立人と同じ班で基幹要員であった3人は、申立人と同様に申立期間について厚生年金保険の記録が無く、基幹要員であっても必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できることなどから、申立人が厚生年金保険被保

険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 26 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、同僚 15 人の名前や勤務状況等を記載した参考書類を提出するとともに、申立期間④当時の厚生年金保険の加入について証言が得られたと主張するが、申立人が証人として挙げた同社 B 出張所の元労務担当者は、「原則、基幹要員は厚生年金に加入することになっており、基幹要員の申立人が加入していた可能性は高いと思うが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは、はっきり覚えていない。」としているほか、当該参考書類に記載されている同僚等 15 人のうち死亡、又は連絡先不明の 9 人を除く 6 人からは、申立人の厚生年金保険の加入等について具体的な証言は得られず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない上、申立人が同期と主張する 4 人も、申立人が勤務していた出張所等を管轄していた A 社 D 支店では厚生年金保険に加入していない。

また、申立人は、基幹要員が厚生年金保険に加入することとなったとする通達を提出しているが、当該通達「国家公務員共済組合法の一部改正に伴い、国に使用される臨時職員等に健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法を適用する件」（昭和 28 年 9 月 9 日、保険発第 195 号）の対象者は、「国に使用される者で国庫から報酬を受ける非常勤職員、臨時職員等」とされていることから、A 社から給与を受けているとする申立人は、国に使用される者ではないため、同通達の対象者ではない。

さらに、申立人は、申立期間において所属していた E 班の後継事業所である F 社の代表取締役であった平成 7 年当時、社会保険の適用除外の承認を社会保険事務所から受けていた者について、資格取得漏れとして社会保険料等の納付指導を受けた経緯があることから、A 社も申立期間当時、同様の取扱いをしていた可能性があるとして主張するが、仮に、申立人が申立期間当時、社会保険の適用除外の承認を受けていたとしても、事業主が厚生年金保険の適用除外とされている者の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

加えて、社会保険庁が廃棄した紙台帳に申立人の記録が含まれていた可能性があるとして主張するが、廃棄処分された紙台帳は、昭和 32 年 9 月以前の加入者の記録であり、申立人の被保険者記録が廃棄されたとは考え難い。

これら申立人が保険料控除を示す資料として新たに提出した資料等及びこれらの資料に記載された同僚等の供述は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことを推認できるものではない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

今回新たに申立てのあった、申立期間④のうち昭和38年5月及び同年6月について、A社B出張所の元労務担当者の証言から、当該期間に申立人が同社B出張所に勤務していたことは推認できるものの、前記のとおり、同労務担当者は、「申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは、はっきり覚えていない。」としており、ほかに申立人の当該期間に係る保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 15 年 10 月 1 日まで

私は平成 7 年 6 月から A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間の標準報酬月額が実際の給与よりも低い 20 万円で届出がされているのに、保険料控除額は、標準報酬月額 20 万円に見合う保険料の倍額となっている。

申立期間の標準報酬月額について、給与の支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立期間について、申立人が所持している給与支払明細書により、申立事業所からの給与額はオンライン記録の標準報酬月額の記録よりも高額であると確認できる。

しかし、申立事業所の事業主は、「標準報酬月額の等級を下げる代わりに、会社が申立人の社会保険料を全額負担する旨を平成 7 年ごろに申立人と合意していた。」と証言しているところ、申立人から提出された平成 7 年 6 月から 15 年 9 月までの給料支払明細書を見ると、事業主の証言のとおり、事業主負担に本人負担分を加えた厚生年金保険料相当額が、7 年 7 月分から同年 12 月分ま

では「保険」名目の手当で、8年1月分から13年7月分までは「家族手当」等名目の手当で、それぞれ支給されるとともに、13年8月分から15年9月分までは、基本給となる時給が1時間当たり500円程度増額され、従前の手当額にほぼ相当する金額が支給されていることが確認できる。一方、手当等の支給額と同額が厚生年金保険料及び健康保険料として控除されていることが確認できる。これらのことから、給与支払明細書では、厚生年金保険料の控除としてその額が記載されているものの、実態としては、厚生年金保険料の本人負担分も含め、全額を事業主が負担していたものと認められる。

また、オンライン記録には、申立人に係る標準報酬月額について、不合理な訂正をされた形跡は無い上、申立事業所が所持する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の標準報酬月額が20万円として記入されており、申立人の給与から控除された形の厚生年金保険料は、申立事業所が社会保険庁（当時）へ納付すべき金額（標準報酬月額20万円に見合う保険料）と同額となっている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 12 日から同年 4 月 30 日まで

私は、昭和 39 年 11 月 15 日から 40 年 4 月末日までの間、短期間雇用で A 社に入社し、造船所内で就労していた。最初は、B 県内で 1 か月程度働き、その後、C 県 D 市内で働いていたにもかかわらず、39 年 12 月 1 日から 40 年 1 月 12 日までの 1 か月間の厚生年金保険の記録しかない。働き始めた 39 年 11 月については仕方ないと思うが、40 年 1 月 12 日から同年 4 月 30 日までの 3 か月については、確かに働いていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、申立事業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録により推認できるが、申立事業所は昭和 43 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡し、他の役員からも厚生年金保険料の控除に関する供述は得られなかった。

また、申立事業所において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者 21 人のうち、住所が判明した 6 人に照会したところ、4 人から回答があり、このうち 1 人（正社員）は、「申立人を覚えているが、申立人は臨時職員（季節労働者）であり、保険料は控除されていないはずである。当時は、毎月少しでも多く自宅へ送金したいため、社会保険に入る者はいなかったと思う。」と供述しているなど、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける供述は得られず、前記 21 人の厚生年金保険の資格喪失日を見ると、6 人は申立人と同じ昭和 40 年 1 月 12 日、2 人は同年 1 月中とされており、短期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が散見される。

さらに、申立人は当時の健康保険証について、「40 年前のことではっきりと

はしないが、季節労働者として出て行く時、市町村から家族のものとは別に自分の保険証が必要なので、国民健康保険の手続をして持って行ったような気がする。」と供述している上、オンライン記録によると、申立事業所における被保険者期間の1 か月は平成 21 年 10 月 5 日に判明したもので、当該厚生年金手帳記号番号が統合されるまでは、申立人は、申立期間を含む昭和 36 年 4 月から 60 歳到達時まで国民年金保険料を完納していたことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。